

報告事項②

令和 8 年度事業計画等

令和 8 年度事業計画

(令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)

1. 事業活動基本方針

公益社団法人として当法人会は「法人会の基本方針」に則り、納税意識の向上、会員の研さん、社会への貢献を図り、公益法人としての使命を達成するため、健全な納税者団体として税務機関、関係団体との協調のもとに納税道義の高揚、税務知識の普及及び向上による申告納税制度の推進を図り、もって税務行政の円滑な運営に寄与することに取り組みます。

とくに法人会活動の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の強化を図るために会員増強に力を入れるとともに、地域の活性化に配慮しつつ、以下に掲げる諸施策に取り組みます。

2. 主な事業計画

◎ 公益関係

1. 税を巡る諸環境の整備改善事業（公1）

(1) 税に関する研修事業

この事業の目的は、法人が行う税務申告や決算調整が非常に複雑化して来ているため、税制改正に伴う改正点等を的確に理解することである。

この事業の内容は、会員を含めた多数の市民を対象に、税務に係る幅広い知識の普及や経営財政を取り巻く諸問題の改善を目的とした研修会を開催することである。

(2) 税及び経済に関する講演会事業

この事業の目的は、政治・経済学者・ジャーナリスト等の、視点を変えた税制に関する考え方を聞くことで、税知識の普及が身近に感じるように目指すことである。

この事業の内容は、広く会員及び市民に参加を募り、テーマに即した講演会を開催することである。

(3) 租税教育事業

この事業の目的は、次世代を担う児童・生徒に税の仕組み等を理解してもらうため租税教育の充実に努めることである。

この事業の内容は、柏崎税務署管内の小学生を対象に青年部による「租税教室」女性部による「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に推進し、税に対する理解と関心を深めてもらうこととする。また、柏崎税務署、柏崎市、刈羽村共催、新潟県長岡地域振興局、柏崎刈羽地区租税教育推進協議会、柏崎税務署管内税務協力関係団体協議会後援による納税表彰において、小学生の「税に関する標語ポスター」、中学生・高校生の「税についての作文」事業に協力・支援し、税の普及・啓蒙活動に積極的に取り組む。

(4) 税の広報事業

この事業の目的は、改正税法や税務申告の情報に対する早期対応と周知を促すことである。この事業の内容は、当法人会のホームページ及び広報誌において、改正税法や税務申告の情報を掲載することにより市民の税への関心を促進する。

(5) 税の調査研究及び税制改正に関する提言事業

この事業の目的は、法人各社が税金の大切さと税制を考える機会を与えることと、税制に対する意見集約を行って提言を行うことである。

この事業の内容は、法人各社へ税に対するアンケートを実施し、その意見・要望を基に、税制改正要望を取りまとめて国会、地方議会、関係官庁に向けて提言を実施している。

(6) 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要であることから、国税当局等と協力し「自主点検チェックシート・ガイドブック」の活用を推進し、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組む。

(7) 添付書類も含めた e-Tax の普及及び定着についての取り組み

納税者の利便性向上、税務行政の効率化を推進するため、会員企業に対し添付書類も含めた e-Tax の普及・定着及びキャッシュレス納付の利用拡大など、電子化に向けた取り組みについて周知する。

2. 地域の経済社会環境の整備改善事業（公2）

(1) 講演会・研修会事業

この事業の目的は、地域社会への政治経済の情報、健康情報、福祉的情報等の講演会や地域経済の発展に繋がる実務研修の開催で、地域社会の活性化や経済の改善に役立つことである。

この事業の内容は、法人及び一般の方を対象に、行政関係者、医師、経営実務コンサルタント等広範囲な分野の専門家を講師に迎え、講演会・研修会を開催することである。

(2) 地域の福祉問題や環境問題改善事業

この事業の目的は、会員並びに市民から未使用タオルの寄付を募り、福祉施設での再利用や、環境美化活動へ取り組むことで、福祉問題や環境問題の改善に役立つことである。

この事業の内容は、一般公開の文化講演会開催時に未使用タオルの寄付を募り福祉施設に寄贈し再利用していただいている。また、環境美化活動は、夏の海水浴シーズンの開幕にあたり、会員並びに市民に呼びかけてクリーン作戦を行うとともに、ゴミ持ち帰りを呼びかける看板を5台設置する活動を行っている。

◎ 共益関係（他1）

1. 会員増強運動

公益性拡大の観点から、全法人の過半数の加入を目指し、会員数確保に向けて会員拡大のための施策を行う。また、極めて厳しい社会・経済状況の下、会員数の減少傾向が続いており、組織の強化・充実を図るため、会員増強月間を設けるとともに、会員の退会防止に努めながら、全会員一丸となった積極的な会員増強を図る。

2. 会員支援事業

会員支援のためや会員の輪を広げるために、異業種交流の一環として会員間の情報交換や相互の親睦事業を行うほか、当法人会の円滑な運営を図るため全国法人会総連合・新潟県法人会連合会および友誼団体との相互連携を図っていく。

3. 福利厚生事業

法人会の福利厚生制度を取り巻く環境がますます厳しさを増している状況のもと、引き続き取扱い三社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の円滑な運営と財政基盤の安定化のため、会員企業に対する加入率向上に努め、会員の企業価値を高めることにもなる福利厚生事業の充実に努める

4. 青年・女性部会の充実

(1) 青年部

活動の大きな柱である「租税教育活動」「社会貢献活動」「部員増強運動」については、引き続き積極的に展開を図る。

(2) 女性部

「女性部のあり方（指針）」に沿って、部員の資質向上と法人会活動の充実・活性化に努める。また、税の啓発活動として小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」や社会貢献活動を積極的な展開を図る。

◎ 管理関係

公益社団法人としての組織運営体制を確立するため、法律で定められた運営方法に基づき諸会議の開催を行い所要の体制整備を行うとともに、当法人会の活動に関係する諸官公庁との連携を図る。

◎ その他、

当法人会において実施することが必要と認める事業を行う。

令和 8 年度月別事業計画表

月	当 会 行 事	全法連・局法連・県法連・その他
4	青年部総会・税務研修（13日） 女性部総会・税務研修（14日） 第1回理事会(21日) 全法連「ほうじん」春号配布	全国女性フォーラム（16日-さいたま市）
5	通常総会・記念講演会（25日）	柏崎刈羽地区租税教育推進協議会総会（日） 県法連総務委員会(13日-新潟) 県法連理事会(20日-新潟)
6	税務研修（18日） 租税教室（青年部）	県法連税制委員会（日-新潟） 県法連定時総会(16日-新潟)
7	租税教室（青年部） 社会貢献活動・海岸清掃(5日-中央海岸) 経営関連研修（日） 全法連「ほうじん」夏号配布	県法連青年部会正副会長会議（日-新潟） 県法連女性部会正副会長会議（日-新潟）
8		柏崎税務署管内税団協総会（日） 局法連総会（日-さいたま）
9	第2回理事会・福利厚生制度推進協議会（日） 第11回「税に関する絵はがきコンクール」審査会	県法連女性部合同セミナー（16日-新発田） 県法連理事会及び福利厚生制度連絡協議会 （日-新潟） 県法連事務局会議（日-新潟）
10	経営関連研修（日）	県法連青年部会合同セミナー（22日-新潟） 柏崎税務署管内税団協税に関する情報交換会（日）
11	社会貢献活動・文化講演会（日） 税務研修（日） 全法連「ほうじん」秋号配布	納税表彰式（日） 全法連全国青年の集い(21日-松江市)
12	正副会長・監事会議（日）	県法連特別講演会（日） 県法連事務局長会議（日）
1	会報75号発行 全法連「ほうじん」新年号配布	県法連総務委員会（日-新潟）
2	新年交流会（日） 税務研修（日）	県法連理事会（日-新潟） 国税局幹部との協議会及び理事会（日-新潟）
3	第3回理事会（日）	全法連事務局セミナー（日-東京）

※インターネットセミナー受講サービス（通年）

イ

令和8年度収支予算書(損益計算ベース)

(令和8年4月1日から令和9年3月31日)

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	12,500	11,250	1,250	
基本財産受取利息	12,500	11,250	1,250	基本財産利息収入
受取会費	3,078,000	3,126,500	△ 48,500	
正会員受取会費	3,048,000	3,097,500	△ 49,500	会費収入
賛助会員受取会費	30,000	29,000	1,000	"
事業収益	1,352,500	1,476,500	△ 124,000	
研修事業収益	500	500	0	研修会会費収入
広報事業収益	30,000	30,000	0	
会員親睦事業収益	1,157,000	1,287,000	△ 130,000	懇親会等会費収入
青年・女性部会事業収益	165,000	159,000	6,000	青年女性部会会費収入
受取補助金	5,898,400	5,739,500	158,900	
受取全法連助成金振替額	4,428,400	4,319,500	108,900	全法連助成金(A)
受取全法連助成金	400,000	350,000	50,000	全法連助成金(B)
受取全法連補助金	20,000	20,000	0	
受取県法連補助金	1,050,000	1,050,000	0	県連補助金(B)
雑収益	235,000	258,780	△ 23,780	
受取利息	6,000	2,500	3,500	受取利息収入
雑収益	229,000	256,280	△ 27,280	雑収入
経常収益計(A)	10,576,400	10,612,530	△ 36,130	
(2) 経常費用				
事業費	8,444,895	8,594,513	△ 149,618	
(税制改正提言事業)	99,000	99,000	0	
通信運搬費	4,000	4,000	0	
会場費	9,000	9,000	0	
委員会費	36,000	36,000	0	
支払負担金	50,000	50,000	0	
(税に関する研修会事業)	495,000	500,000	△ 5,000	
会場費	135,000	140,000	△ 5,000	
諸謝金	200,000	200,000	0	
委託費	119,000	119,000	0	
新聞掲載費	41,000	41,000	0	
(租税教育事業)	123,000	110,000	13,000	
消耗品費	54,000	43,000	11,000	
支払負担金	22,000	21,000	1,000	
通信運搬費	18,000	17,000	1,000	
会場費	9,000	9,000	0	
委員会費	20,000	20,000	0	
(税の広報事業)	47,000	42,000	5,000	
資料費	47,000	42,000	5,000	

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
管理費	2,061,105	2,269,487	△ 208,382	
役員報酬	478,080	481,920	△ 3,840	
給料手当	531,864	536,136	△ 4,272	
臨時雇賃金	0	0	0	
退職給付費用	77,688	78,312	△ 624	
福利厚生費	154,131	159,887	△ 5,756	
会議費	155,000	157,000	△ 2,000	
旅費交通費	40,338	35,140	5,198	
通信運搬費	153,633	168,421	△ 14,788	
消耗品費	26,394	26,606	△ 212	
印刷製本費	49,800	57,730	△ 7,930	
光熱水料費	44,571	36,646	7,925	
賃借料	145,665	145,580	85	
委託費	22,161	20,080	2,081	
渉外慶弔費	2,000	2,000	0	
表彰費	10,000	175,000	△ 165,000	
支払手数料	17,679	28,112	△ 10,433	
リース料	34,113	34,638	△ 525	
諸会費	115,000	119,000	△ 4,000	
雑費	2,988	7,279	△ 4,291	
経常費用計(B)	10,506,000	10,864,000	△ 358,000	
当期経常増減額(A-B)	70,400	△ 251,470	321,870	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益				
固定資産受贈益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
固定資産売却損				
固定資産除却損				
災害損失				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	70,400	△ 251,470	321,870	
法人税、住民税、および事業税	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	70,400	△ 251,470	321,870	
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
受取補助金等	4,428,400	4,319,500	108,900	
受取全法連助成金	4,428,400	4,319,500	108,900	
一般正味財産への振替額	△ 4,428,400	△ 4,319,500	△ 108,900	
一般正味財産への振替額	△ 4,428,400	△ 4,319,500	△ 108,900	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	

令和8年度 収支予算の事業区分経理の内訳表
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計	法人会計	内部取引 控除	合計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共通	小計	他1 (会員支援)			
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
基本財産運用益	0	0	12,500	12,500	0	0		12,500
基本財産受取利息			12,500	12,500				12,500
受取会費	0	0	① 1,565,000	1,565,000	1,072,500	440,500	②	③ 3,078,000
正会員受取会費			1,550,000	1,550,000	1,070,500	427,500		3,048,000
賛助会員受取会費			15,000	15,000	2,000	13,000		30,000
事業収益	500	0	0	500	1,352,000	0		1,352,500
研修事業収益	500			500				500
会員親睦事業収益				0	1,157,000			1,157,000
青年・女性部会事業収益				0	165,000			165,000
広報事業収益				0	30,000			30,000
受取補助金	3,578,400	850,000	0	4,428,400	0	1,470,000		5,898,400
受取全法連助成金振替額	3,578,400	850,000		4,428,400				4,428,400
受取全法連助成金						400,000		400,000
受取全法連補助金				0		20,000		20,000
受取県法連補助金						1,050,000		1,050,000
雑収益	0	0	0	0	0	235,000		235,000
受取利息				0		6,000		6,000
雑収益				0		229,000		229,000
経常収益計	3,578,900	850,000	1,577,500	④ 6,006,400	2,424,500	2,145,500		10,576,400
(2) 経常費用								
事業費	4,847,185	1,230,980	0	6,078,165	2,366,730			8,444,895
会場費	153,000	71,000		224,000				224,000
資料費	47,000			47,000				47,000
諸謝金	200,000	193,000		393,000				393,000
会報作成費	132,000			132,000				132,000
新聞掲載料	41,000	60,000		101,000				101,000
会員増強推進費				0	30,000			30,000
会員交流費				0	1,808,000			1,808,000
委員会費	56,000			56,000				56,000
役員報酬	1,061,760	238,080		1,299,840	142,080			1,441,920
給料手当	1,181,208	264,864		1,446,072	158,064			1,604,136

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計	法人会計	内部取引 控除	合計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共通	小計	他1 (会員支援)			
(1)経常外収益								0
固定資産売却益				0				0
固定資産受贈益				0				0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0		0
(2)経常外費用								0
固定資産売却損				0				0
固定資産除却損				0				0
災害損失				0				0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0		0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0		0
他会計振替額				0				0
当期一般正味財産増減額	△ 1,268,285	△ 380,980	1,577,500	△ 71,765	57,770	84,395		70,400

財務3基準

①収支相償((A) < (B))

公益事業収益計		公益事業費用計
(A) 6,006,400	<	(B) 6,078,165

②公益目的事業費率(50%以上)

公益事業費合計		経常費用合計
(B) 6,078,165	÷	(C) 10,506,000 = 57.8 %

③遊休財産額保有制限(遊休財産額 < (B))

遊休財産額(見込み)		公益事業費合計
4,680,000	<	(B) 6,078,165

会費の用途基準(20%以上)

公益会計配布額		
(D) 1,565,000	÷	(E) 3,078,000 50.8%

ウ

令和8年度 資金調達及び設備投資の見込みについて

事業 年度	自 令和8年4月 1日	法人コード	A004807
	至 令和9年3月31日	法人名	公益社団法人柏崎法人会

(1) 資金調達の見込みについて

当期中における借入れの予定の有無を記載し、借入れ予定がある場合は、その借入れ先等を記載してください。

借入れの予定		<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/>	なし
事業 番号	借入先	金額		用途	

(2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資（除却又は売却を含む。）の予定の有無を記載し、設備投資の予定がある場合には、その内容等を記載してください。

設備投資の予定		<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/>	なし
事業 番号	設備投資の内容	支出又は収入の 予定額		資金調達方法 又は取得資金の用途	

工

令和8年度 公益目的事業の種類又は内容、収益事業等の内容について（案）

事業 年度	自 令和8年4月 1日	法人コード	A004807
	至 令和9年3月31日	法人名	公益社団法人柏崎法人会

1. 事業の一覧

（1）公益目的事業

事業番号	事業の内容
公1	税を巡る諸環境の整備改善を図るための事業
公2	地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業

（2）収益事業

〔1〕収益事業

事業番号	事業の内容
収	

〔2〕その他の事業（相互扶助等事業）

事業番号	事業の内容
他1	会組織の充実を図る事業、全国各地の法人会との連携強化を図る事業、会員支援のための親睦・交流等に関する事業、会員のための福利厚生事業

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	税を巡る諸環境の整備改善を図るための事業	45.9

[1] 事業の概要について (注1)

税を巡る諸環境の整備改善を図るための事業

この事業の趣旨は、税の学習環境の整備や税務相談及び財政改善相談の環境を整え、税制及び税務に関する調査研究やその活動支援及び税に関する提言を行うことにより、納税意識の高揚や税知識の普及などの、税を巡る諸環境の整備改善等を図ることである。
以上のことを目的に次の事業を行う。

(1) 税に関する研修・セミナー事業

この事業の目的は、法人が行う税務申告や決算調整が非常に複雑化して来ているため、税制改正に伴う改正点等を的確に理解することである。

この事業の内容は、会員を含めた多くの方を対象に、税務に係る幅広い知識の普及や経営財政を取り巻く諸問題の改善を目的とした研修会やセミナーを開催することである。

(2) 講演会事業

この事業の目的は、政治・経済学者・ジャーナリスト等の、視点を変えた税制に関する考え方を聞くことで、税知識の普及が身近に感じるように目指すことである。

この事業の内容は、広く参加を募りテーマに即した講演会を開催することである。

(3) 租税教育事業

この事業の目的は、小学校で税に深く携わる人の目線で、租税教育を行うことである。

この事業の内容は、税金の課税される仕組みや使われ方、税の大切さを説明する勉強会を実施することである。

(4) 税の広報事業

この事業の目的は、改正税法や税務申告の情報に対する早期対応と周知を促す事である。

この事業の内容は、会のホームページ及び広報誌において、改正税法や税務申告の情報を掲載することと、その広報誌を市の公共施設や金融機関窓口に配置して多くの市民の方々へ、税務情報を周知することである。また、地元新聞に国税電子申告・納税システム推進の掲載や、イベント会場等で、税に関するクイズや日本の税制をマンガで説明した冊子を配布することで、市民から税に関心を持ってもらう事業も実施する。

(5) 税の調査研究(支援を含む)及び社会への提言事業

この事業の目的は、法人各社が税金の大切さと税制を考える機会を与えることと、税制に対する意見集約を行って提言を行うことである。

この事業の内容は、法人各社へ税に対するアンケートを実施し、その意見・要望をもとに、税制改正要望をとりまとめて国会・地方議会・関係官庁に向けて提言を実施している。また、地元新聞にも主な提言を掲載し、市民の方にも周知している。

(事業実施のための財源)

公益事業は基本的に参加費無料で実施し、一部会員以外の者について有料とすることもありますが、極めて低廉な参加費の設定となっている。

このため参加費収入だけでは事業費を賅えないため、不足する部分は会費や(財)全国法人会総連合からの助成金を充当している。

社団法人柏崎法人会は、柏崎市・刈羽村の法人企業のほぼ半数を会員としており、税知識の普及・啓発、納税意識の向上、企業経営と地域社会の健全な発展に貢献することを目的に活動しているため、多くの賛同者をこれからも増やすことで、会費収入等の充実を図り、安定財源としていく。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分に分かるように記載してください。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 2	地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業	14.9

[1] 事業の概要について (注1)

地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業

この事業の趣旨は、政治経済情勢の認識機会の提供や、高齢者・地域住民に癒される機会を提供することにより、地域社会の活性化や整備改善等を図ることである。
以上のことを目的に次の事業を行う。

(1) 講演会・セミナーの開催事業

この事業の目的は、地域社会へ政治経済情勢の情報、健康の情報、癒される機会の福祉の情報等の講演会や地域経済の発展に繋がる実務セミナーの開催で、地域社会の活性化や経済の改善に役立つことである。
この事業の内容は、法人及び一般の方を対象に、行政関係者、医師、経営実務コンサルタント等、広範囲な分野の専門家を講師に迎え、講演会・セミナーを開催することである。

(2) 地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業

この事業の目的は、一般市民の家庭で不要になった古タオル、バスタオルを回収し、福祉施設での再利用や、環境美化活動へ取り組むことで、福祉問題や環境問題の改善に役立つことである。
この事業の内容は、一般公開の文化講演会開催時に古タオル、バスタオルを集めて、老人福祉施設に寄贈し再利用していただいている。また環境美化活動は、夏の海水浴シーズンの開幕にあたり、会員並びに市民に呼びかけてクリーン作戦を行うとともに、ゴミ持ち帰りを呼びかける看板を5台設置する活動を行っている。

(事業実施のための財源)

上記の事業の講演会・セミナーは基本的に参加費無料で実施、一部について会員以外の者について有料とすることもあるが、極めて低廉な価格設定となっている。また、福祉・環境の改善の事業は、ボランティアで実施している。尚、海岸清掃参加者には、飲み物等本会で負担している。
このため事業収入だけでは事業費を賄えないので、不足する残高は受取会費や(財)全国法人会総連合会の助成金を充当している。
社団法人柏崎法人会は、柏崎市・刈羽村の法人企業のほぼ半数を会員としており、税知識の普及・啓発、納税意識の向上、企業経営と地域社会の健全な発展に貢献することを目的に活動しているため、多くの賛同者をこれからも増やすことで、会費収入等の充実を図り、安定財源としていく。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分がかかるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 1
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第1号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
18	本事業はわが国の国税・地方税に関して、納税者の権利と義務を深く認識し、税制並びに税務行政の健全な運営の基盤となる適正な申告納税環境の維持・発展に貢献する点において、別表18号の「国税の健全な運営の確保に資する事業」に該当すると考える。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	(1)税に関する研修・セミナー 税務に係る実務者研修会(税制改正の要点、決算調整及び申告の実務、新設法人の税務申告、源泉所得税の申告実務、会社間取引の帳簿整理実務、事業承継に係る税制、経営財政改善等)について 1 税制改正等については、一般の方が改正内容を理解するには非常に難しい点が多く、税務に係る実務者研修会は、会員や一般の方を対象にした解説及び実務の手引きを行う研修会であり、税制の周知を広く一般の方にまで行うことは、不特定多数の者の利益の増進に寄与すると考える。 また、インターネット、広報誌、案内チラシ等を用いて、開催日、目的及び内容等の広報を行うことで、この事業の目的及び位置づけを明らかにしている。 2 ホームページ等に開催案内を記載する等して会員以外の一般の参加を呼びかけている。 3 確認行為は行っていない。 4 講師となる、税務署の担当官は無償である。	営利目的でこの事業を行うには、参加対象者が限定される事から、採算ベースに乗りにくいと思われる、これを事前に情報を広報することと参加費を原則無料とする事で、参加者の増加となり改正点の重要性を広く周知することとなっており、公共の利益に寄与していると考えられる。
(3) 講座、セミナー、育成	1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	(2)税や財政に関する講演会事業について 1 経営者、従業員、一般の方を対象に税制や税に関わる経営、財政の問題をテーマに講演会を開催することは、地域経済の改善向上、税制や財政知識の普及に繋がり、広く一般に「納税意識の高揚」「税知識の普及」を伝えることにもなる事から不特定多数の利益の増進に寄与すると考える。また、インターネット、広報誌、案内チラシ等を用いて、開催日、目的及び内容等の広報を行うことで、この事業の目的及び位置づけを明らかにしている。 2 会員に限らず一般市民も対象として、ホームページ、広報誌、案内チラシ、時には地元新聞に案内を掲載し、一般の参加を呼びかけている。 3 確認行為は行っていない。 4 各講師とも、一般的な相場または、一般より低い謝金で依頼している。	営利目的でこの事業を行うには、参加対象者が限定される事から、採算ベースに乗りにくいと思われる、参加費を原則無料とする事で、参加者の増加となり、地域経済の活性化、税知識の普及を広く図ることとなり、公共の利益に寄与していると考えられる。

(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>(3)租税教育事業租税教室の開催について</p> <p>1 小学校児童対象の「税の教室」は、柏崎市・刈羽村各小学校を対象に開催し、納税の大切さを心に刻んでもらうことを目的としており、次代を担う児童に広く税の大切さを周知することは、不特定多数の者の利益の増進に寄与すると考える。また公立小学校を通しての案内チラシ等を用いて、開催日、目的及び内容等の広報を行うことで、この事業の目的及び位置づけを明らかにしている。</p> <p>2 柏崎市及び刈羽村の各小学校全校を対象に行っている。</p> <p>3 確認行為は行っていない。</p> <p>4 講師はボランティア的に協力してもらい無償であり、参加はすべて無料、児童への参加粗品も本会で負担している。</p>	<p>営利目的では成し得ない「国の根幹である税の大切さ」を児童へ伝える機会を提供しており、公共の利益に寄与していると考えられる。</p>
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>(4)税の広報事業</p> <p>1 広報誌「かしわざき法人会だより」およびホームページに時宜に適した税法・税務等の情報を掲載し、情報発信している。広く一般の方に税の情報を提供することを事業目的とし、不特定多数でないものの利益の増進への寄与を目的に掲げていない。</p> <p>2 ア 広報誌は会員に送付しているほか、市の公共施設や金融機関窓口にも備え付けており、また、ホームページへのアクセスも、一般に呼びかけている。</p> <p>イ 広報誌およびホームページは、税務当局、上部団体の(財)全国法人会総連合から専門家による情報の提供を依頼し作成している。</p> <p>ウ 当該事業は、審査・選考を伴っていない。</p> <p>エ 公益目的として設定した「納税意識の高揚」「税知識の普及」を図ることを目的に広報誌の配布、ホームページの作成を行っており、業界団体の販売促進、共同宣伝とはなっていないと考える。</p>	<p>発行部数は、広報誌2,000部・上部団体(財)全国法人会総連合機関紙5,000部、また日本の税制を税のマンガで説明した冊子2,000部は、すべて無料で税知識の広報のため提供しており、公共の利益に寄与していると考えられる。</p>
(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>(5)税の調査研究(支援を含む)及び社会への提言事業について</p> <p>1 経営者を対象に、税制についてアンケート調査を実施。(社)新潟県法人会連合会、(財)全国法人会総連合と連携し、より良い税制を実現するための税制改正を取りまとめ、国会、地方自治体、地方議会に提言を行う事は、不特定多数の利益の増進に寄与すると考える。結果については、ホームページ、広報誌、地元新聞等により一般の方に公開する事で、この事業の目的及び位置づけを明らかにしている。</p> <p>2 とりまとめられた税制改正要望及び改正事項は、広報誌、ホームページ及び地元新聞等で公表し、税制改正の内容については、税務当局の協力を得て、研修会を開催し問い合わせに答えている。</p> <p>3 税制改正アンケートは、税制委員会(委員長は税理士)で検討・分析しており、アンケートの取りまとめは、上部団体の(財)全国法人会総連合が専門家を交えて取りまとめることから、専門家が適切に関与していると考えられる。</p> <p>4 上部団体で全国的な税制改正アンケートの取りまとめを行い、当会も連携していることから外部には委託していない。</p>	<p>税制改正の内容をまとめた冊子を作成、研修会等で無料で提供しており、公共の利益に寄与していると考えられる。</p>

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 2
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第2号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
19	本事業は、地域経済社会の一員として地域の経済社会環境の整備改善等を図ることを目的とする点において、別表19号の「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当すると考える。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>(1)講演会・セミナー開催事業</p> <p>1 法人及び一般市民を対象に、政治経済情勢や健康・福祉情報の認識機会の提供や経済活動の活性化を図るための講演会・セミナー等を開催することは、地域経済全般の活性化を促す効果に大いに役立っており不特定多数の者の利益の増進に寄与すると考える。</p> <p>また、ホームページ、広報誌、案内チラシ等を用いてこの事業の開催日、目的及び内容等の広報を行うことで、この事業の目的及び位置付けを明らかにしている。</p> <p>2 ホームページ、広報誌、案内チラシ等で、法人会会員、関係者、一般市民にも多数参加を呼びかけている。</p> <p>3 確認行為は行っていない。</p> <p>4 講師には、一般相場より低い謝金で依頼するケースが多いが、テーマによっては、一般世間相場となることもある。</p>	講演会・セミナー参加者には、税の情報、日本の税制をマンガで説明した冊子を配付し税知識の普及の機会を提供しており、公共の利益に寄与していると考えられる。
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>(2)地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業</p> <p>1 この活動は、一般市民に寄付を呼びかけ、家庭で不要になった古タオル、バスタオルを回収し、老人福祉施設に寄贈し、不要なものを再利用し役立てる事を事業目的に行っている。また、美しい住み良いまちづくりへの意識の高揚を図るため、会員及び一般市民に呼びかけて、海浜の清掃活動を行っている。この効果は広く地域社会に定着し、不特定多数の者の利益の増進に寄与すると考える。</p> <p>2</p> <p>ア 一般市民の家庭から不要になったものを、老人介護施設で再利用する環境にやさしい活動は、柏崎市・刈羽村全域に呼びかけている。また海岸美化運動では、夏で賑わう海水浴場の清掃活動を行っていることから、受益の機会が一般に開かれていると考える。</p> <p>イ 毎年提供先である福祉施設現場の意見を聞き、さらに事業の質を確保するよう専門家からも意見・要望を聞いている。</p> <p>ウ 当該事業は、審査・選考は伴わない。</p> <p>エ 福祉施設現場から感謝され、地元新聞に活動の記事が掲載されるなどで、地域の福祉問題や環境問題などを改善する公益事業として、一般市民に定着している。</p>	

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(3) その他の事業（相互扶助等事業）について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他 1	会組織の充実を図る事業、全国各地の法人会との連携強化を図る事業、会員支援のための親睦・交流等に関する事業、会員のための福利厚生事業	第4条第1項第3号第4号
事業の概要		
<p>会員支援のために、会員の輪を広げるために、異業種交流の一環として、会員間の情報交換や相互の親睦事業を行うほか、会員等に限定した研修会講習会などの事業を行っている。また当該事業は下記の通り。</p> <p>(1) 会員大会（年1回開催 82名参加）</p> <p>(2) バスハイキング（年1回開催 42名参加）</p> <p>(3) 日帰り研修会（女性部会で年1回開催 15名参加）</p> <p>(4) 全柏崎知名人親善野球大会（年1回参加 14名参加）</p> <p>(5) 健康管理サービスがん検診（平成22年度 11名受診）</p> <p>(6) 会員増強推進運動</p>		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注）		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。